

○厚生労働省令第十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十五号）の施行に伴い、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「育成医療（令第一条の二第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）又は」を削り、「同条第三号」を「令第一条の二第三号」に改める。  
 第三十六条第一号中「育成医療」の下に「令第一条の二第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。」を加える。

第五十七条第三項各号列記以外の部分中「指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）又は指定居宅サービス事業者（介護保険法第四十一条に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）又は訪問看護（同法第八十条第一号及び第二号に掲げる事業者）に改め、又は訪問看護」の下に「介護保険法第八十条第一項に改め、居宅サービス事業者をいう。」の下に「若しくは介護予防訪問看護（同法第八十条の二第四項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下この条において同じ。）に係る介護予防サービス事業（同条第一項に規定する介護予防サービス事業をいう。）」を加え、同項第四号中「指定居宅サービス」の下に「若しくは介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）」を加える。

第三十五条第一項及び第二項	市町村等	中核市
第四十条		
第四十五条第一項及び第二項		
第四十七条第一項及び第二項		
第四十八条第一項及び第三項		
第四十九条		

第七十一条の表中

第五十五条第一項及び第二項	都道府県知事	中核市の市長
第六十五条第一項及び第二項	都道府県知事	中核市の市長

第三十一条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第三十二条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第三十三条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第三十四条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第三十五条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第三十六条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第三十七条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第三十八条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第三十九条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第四十条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第四十一条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第四十二条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第四十三条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第四十四条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第四十五条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第四十六条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第四十七条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第四十八条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第四十九条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第五十条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第五十一条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第五十二条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第五十三条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第五十四条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第五十五条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第五十六条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第五十七条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第五十八条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第五十九条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第六十条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第六十一条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第六十二条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第六十三条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第六十四条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第六十五条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第六十六条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第六十七条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第六十八条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第六十九条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第七十条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第七十一条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第七十二条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第七十三条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第七十四条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第七十五条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第七十六条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第七十七条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第七十八条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第七十九条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第八十条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第八十一条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第八十二条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第八十三条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第八十四条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第八十五条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第八十六条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第八十七条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第八十八条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第八十九条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第九十条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第九十一条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第九十二条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第九十三条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第九十四条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第九十五条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第九十六条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第九十七条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第九十八条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第九十九条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長
第一百条の三第四項	都道府県知事	中核市の市長

別表第一号中「育成医療及び」を削る。  
 附則  
 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

に改める。

を